

令和8年度第1回市民参加推進評価委員会議事録

日 時 令和8年7月31日 午後2時00分～午後3時30分
場 所 四街道市役所 本館2号棟1階会議室 101
出席者 出席委員：日野委員長、小笠原委員、赤松委員、富樫委員、原委員
(5名)
欠席委員：石川委員、椎名委員(2名)
事務局 川田総務部長、齊藤総務部副参事、服部総務課長、角川総務課長補佐、塩田主任主事、齊藤主事
公開・非公開の別 公開
傍聴人 0人
会議次第

1. 開会
2. 総務部長挨拶
3. 委員長挨拶
4. 諮問
5. 議題
 - ・議題(1) 令和7年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価
 - ・議題(2) 令和7年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価
 - ・議題(3) 令和8年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価
 - ・議題(4) 市民参加手続の実施予定・実施状況の公表について
 - ・その他
6. 閉会

会議の内容

—— 1. 開会 ～ 4. 諮問 については議事録省略 ——

5. 議題

○議題1 令和7年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価
日野委員長 それでは、議事に入ります。
資料No.1から、事務局の説明をお願いいたします。

事務局(塩田) 【資料No.1 第5次四街道市障がい者基本計画の策定】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

日野委員長 本市における共生社会の実現に向けた基本計画ということで理解いたしました。市民参加手続きとしては、パブリックコメントとともに審議会等手続を行って、かつ、その他の方法として3者にアンケートをされているということです。
関係者の皆さんにもアンケート取られていることが確認できます。
ご意見・ご質問ありますでしょうか。

>特になし

日野委員長 手続きとしては適切であるという形で進めさせていただきます。

事務局(塩田) 【資料No.2 四街道市一般廃棄物処理基本計画の策定】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

日野委員長 手続きとしては審議会等の後にパブリックコメントを行ったということで、条例に則って手続きを履践されているというご報告でした。

ご意見・ご質問ありますでしょうか。

>特になし

日野委員長 公告日とホームページの公開日が不一致ではありますが、ホームページの掲出日の設定の問題ということで、手続としては、適切であるという形で進めたいと思います。

事務局（塩田） 【資料No.3 四街道市多文化共生推進プランの策定】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

日野委員長 先ほどの障害者基本計画も上位計画に対する基本計画として構成がされています。多文化共生推進という観点で「プラン」という形で策定されていますが、上位計画は存在するという理解でよろしいですか。

事務局（塩田） 上位計画で多文化共生の推進という内容があり、この内容に基づいたものと承知しております。

日野委員長 上位計画に基づいた具体的な計画であると理解をしました。
その他の方法として、日本語を母語としない市民の方々にも丹念に調査されているところは評価されると思います。
プランの対象となる方々のご意見をしっかりと真摯に聞くという姿勢は大切です。

富樫委員 51ページ、審議会等手続の市民参加推進本部コメントが記載されています。これは44ページの審議会手続の結果公表のホームページ公開が令和7年12月3日であるのに対して公告が令和8年4月30日になっていることを指摘しているということでしょうか。

事務局（塩田） おっしゃる通りでございます。
結果の公告が遅いということで本部会から意見が付いています。

富樫委員 今の説明のような事例があつて、通知を出したということでしょうか。

事務局（塩田） はい。周知徹底のために通知をいたしました。

富樫委員 今までは結果の公表について、タイミング的にいつ行うのかというルールはなかったという理解でよろしいですか。

事務局（塩田） ルールはございますが、本件の多文化共生プランの策定案件に関しましては、策定懇談会という形がとられていました。
諮問機関の諮問・答申という形ではなく、ご意見をお伺いする場であったということでした。
答申という形ではなかったということで担当課も勘違いをして、公告をしなかったということでした。
担当課の勘違いを正した上で、時間は経過してしまったが公告をしてくださいというお願いをしたものです。

富樫委員 わかりました。

日野委員長 他にご意見・ご質問はありますでしょうか。

>特になし

日野委員長 先ほど配付された市の通知文書（総務課長発出）の裏面をご覧くださいと根拠条例の規定が記載されています。
いつ行うのかというところですが、本件は第11条の規定が関連します。「市の機関は、前項の規定による求めに応じて審議会等からして提出された意見に

についての検討を終えたときは、速やかに」と規定されています。

「速やか」の概念については、直ちにと異なり、時間的即時性の観点からは訓示的に用いられると思いますが、できる限り早く行う意味ですので、富樫委員がご指摘の通りで令和7年12月にホームページを公開、公告は年を明けて4月30日では「速やか」とは言いづらいだろうということで、本部会のコメントが付いたと認識しています。

この後にも出てきますが、委員会としては市民参加の促進という観点でも、意見のフィードバックという意味合いでもしっかりと公表をすべきだと考えています。

更に、条例に「速やかに」という文言がある以上は、例えば意見の集約に非常に時間を要したなどの事情は考えられるものの、特段の事情がなければ、一両日中、すなわち1～2営業日というところでお応えをいただく。

第11条の「速やか」の趣旨からすると、委員会としては公告のタイミングが遅いということで、速やかに公告されたい旨のコメントをつけることといたします。

なお、既に総務課長から取り扱いについての通知文書を速やかに出しているということは付け加えたいと思います。

事務局（塩田） 【資料No.4 四街道市住生活基本計画の策定】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。
本件も、審議会等手続について本部会のコメントがついています。

日野委員長 記載されている会議は審議会等の取扱いですか。

事務局（塩田） 策定委員会という名称になっています。

日野委員長 策定案ができたのはいつですか。

事務局（塩田） 12月2日に委員会から答申がされています。
策定委員会の答申を受けた後にパブリックコメントを行っています。
パブリックコメントが終了した後に、もう一度この策定委員会に審査をお願いしています。
最後の委員会の審査が終わった後に答申の公表をしているため遅くなってしまったということのようです。

日野委員長 12月2日に策定案が固まって、もう1回それを委員会に意見聴取している。
それがまとまったのが2月ということですね。

事務局（塩田） はい。2月9日です。

日野委員長 2月9日に確定されて3月3日に公表ですか。

事務局（塩田） 答申の公表は年明けの3月3日です。
本部会としては、「速やかな」公表とは言えないであろうということ、パブリックコメントが最終手続きではなくなるということも踏まえたコメントとしています。
策定委員会の審議手続きについて確認をしたところ、都市計画審議会のような法的な根拠はないということでした。
担当課には答申がされれば速やかに公表すべきだということで連絡はしておきました。

日野委員長 ありがとうございます。ご意見・ご質問はありますでしょうか。

>特になし

日野委員長 パブリックコメントは最終確定案です。

行政の策定案に対して市民の方から意見を募ることが市民参加手続としては一般的です。

そのような順番で手続を行わないと募った市民意見を反映させた内容が変わってしまい、市民意見の反映がなされなくなってしまうということにつながりかねません。

速やかに公告されたいという内容のコメントを付すことといたします。

日野委員長 本計画は「第2次」の住生活の基本計画についての策定です。
タイトルは第2次四街道市住生活基本計画ということになります。
今後、名称を統一するようにしてください。

事務局（塩田） 承知いたしました。

事務局（塩田） 【資料No.5 パートナリシップ・ファミリーシップの届け出に関する要綱の制定】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

日野委員長 本件も、審議会等手続の本部会コメントに結果の公表について速やかに行うべきであったという記載がされています。
これはホームページ公表と公告のタイムラグということですか。

事務局（塩田） その通りです。

日野委員長 審議会等手続について、先ほどの事例と同じ事情ですか。

事務局（塩田） 担当課に確認をいたしましたところ、公告行為を失念したということでございました。申し訳ございません。

日野委員長 同様の事例がこの後にも出てきます。
後程、お伝えしようと思っていたのですが、前回の委員会で職員向けマニュアルの見直しを行っていただくという提案を総務課からいただいています。
職員の皆さんにとっても日常の所管業務を遂行しながら、この市民参加手続を進めなくてはならないということですが、行政活動の円滑化の観点からすると、業務上の負担感にも留意していかなければなりません。
もう少しわかりやすい、注意点をまとめたチェックリストやチェックリストを踏まえたマニュアルをご用意いただく予定と伺っています。
この点、今後、公表に係る手続も含めてマニュアル化していただくということによろしいですか。

事務局（塩田） 承知いたしました。

日野委員長 他にご意見・ご質問はありますか。

>特になし

日野委員長 委員会としては、手続を履践することが重要だと考えています。
速やかに公告されたい旨のコメントを付すことといたします。

事務局（塩田） 【資料No.6 第4次四街道市地域福祉計画の策定】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

日野委員長 その他の方法のアンケート調査、市民2,000人の方々、福祉関連団体31団体とされています。回答率はどのくらいでしたか。

富樫委員 総括表に記載の1,049人という数値とは違いますか。

事務局（塩田） 総括表のその他の方法の参加者数欄に記載されている数値が回答の数値となっ

ています。

富樫委員 2, 0 0 0 人に出して1, 0 4 9 人の回答があったということですね。

日野委員長 約5 0 %の回答率ですね。
その他、意見ご質問等がありますでしょうか

>特になし

日野委員長 それでは手続きとしては、適切であるとさせていただきます。

事務局（塩田） 【資料No.7 四街道市こども計画の一部変更】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

赤松委員 計画策定の際に子どもからの意見は聞いているのですか。

日野委員長 年齢によってはなかなか聞きづらいところがあると思います。
保護者の皆様方にはお聞きしているのですか。

事務局（塩田） 家庭の方には出したということで確認をしております。
お子様あてに出したのかどうかというのは、確認しておりません。

日野委員長 お子さんを見てらっしゃる保護者や親御さんから意見を聴いているということですね。

日野委員長 審議会等手続きの結果公表においてホームページの公開日と公告の日が1 日ずれています。事情等はあるのですか。

事務局（塩田） ホームページの公開が1 2 月2 4 日、公告日が1 2 月2 5 日ということで記載をしておりますが、ホームページが実際に公開された日時は1 2 月2 6 日の朝8 時3 1 分です。
事務手続き上の理由といたしますか、内部の連絡が悪かったせいもあるとは思いますが、1 2 月2 5 日中にホームページ公開の内部決裁を進めていたところ、夜になってしまい次の日の朝一番で最終の承認が取れたものの翌日の公開となったということでした。

日野委員長 ご説明ありがとうございます。他にご意見・ご質問はありますか。

>特になし

日野委員長 所管課としては速やかにやろうとした意思は感じられるところ、先ほどのパートナーシップの案件と少し性質が違います。本委員会としては、諸事情を考慮し、手続としては適切であるとさせていただきます。

事務局（塩田） 【資料No.8 高度地区指定基準の制定】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

日野委員長 これも公告日とホームページ公開日に開きがあるということです。
具体的な理由がもしあれば教えてください。

事務局（塩田） 担当課に確認いたしましたところ、完全に失念したということでした。
確認をした後に、公告はしなければならないということを念押しした上で、すぐに手続きを進めて公告をしたのが4 月2 8 日ということです。申し訳ございませんでした。

日野委員長 他にご意見・ご質問はありますか。

>特になし

日野委員長 お手元の総務課長から出した通知にもしっかり下線が引かれています。
速やかな公表とは公告日とホームページの公開日が同一であることが必要という解釈を示されています。
これを引き続き徹底していただくということで進め、我々委員会としても今後も注視していきたいと思います。
では、速やかな公表していただきたいというコメントを付することといたします。

○議題２ 令和７年度市民参加手続きの対象としなかった行政活動の評価

日野委員長 続きまして議題２に入らせていただきます。
こちらは適用除外の案件です。
一括で説明いただいた後に皆様からご意見等をいただくことにしたいと思います。

事務局（塩田） 【議題２ 令和７年度 市民参加手続きの対象としなかった行政活動の評価】
の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

日野委員長 １９８ページ№.１８については、①の保育所の設置管理条例の一部改正と②の
通園支援事業規則の制定、条例と規則の２つを１つにまとめている案件です。
実施しない根拠欄で①の方は第５号だけ。②の方は第３号と第５号の両方に該
当するということですが、詳しい理由欄を見ないとわからないと思います。
分かりやすくするために、どちらが何号に該当するのか実施しない根拠欄の表
記を工夫していただくとよいと思います。

日野委員長 内容の理解としては、①の条例の一部改正は金銭の徴収に係る部分だけで、第
３号は影響しないため、第５号だけに該当する。
②の規則の制定は児童福祉法が改正されたことに伴って制定するということで
第３号にも該当するという理解でよろしいですか。

事務局（塩田） はい。おっしゃる通りです。

日野委員長 表記をわかりやすくという点については、例えば、実施しない根拠欄を見ただ
けでわかるように第３号の横に②の表示をするなどをしていただけるとよいの
ではないか思います。
一括して審議する場合は分かりやすさも必要だということです。

事務局（服部） ご指摘ありがとうございます。

日野委員長 １７８ページ№.１３の四街道市国土強靱化地域計画が第１号の軽易なものに該
当して市民参加手続きを実施しないことになっています。
詳しい理由にある誤記の訂正表記の統一部分は軽微なものであると理解しま
す。
計画書別記のリスクシナリオごとの主な事業を是正するということですが、リ
スクへの様々な対応部分なので、そこが変更になるということは市民にとって
はかなり重要な部分に該当するとも思えます。修正の内容について伺いたいと
思います。

事務局（塩田） 修正部分について危機管理室に確認をしております。
四街道市の場合の計画の構成として、強靱化地域計画の中でリスクシナリオを
示してありますが、本体の計画部分とは別にリスクシナリオを決める方法もあ
ると説明を受けております。
強靱化計画地域計画の本体部分に係る修正ではないということが１つ。
もう１つがリスクシナリオにつきましては、国の補助金の関係で補助金交付要

綱に合わせた表記に直さないと実態としては対象にならなくなるケースが出てきてしまうということでした。
記載している事業への実質的な影響は生じない範囲で行うと聞いております。

日野委員長 国の要綱の変更にしなやかに合わせて交付金も視野に入れながら変更をしたいという意味で輕易という考え方をしたということですね。

原委員 資料の11番と16番です。
先ほどから話がよく出ていました公告日と発表日がずれています。
今後は一緒になるのですか。
他の資料はほぼ一緒だったのですが、この案件は少しずれている。本来は一緒になるものなのですか。

日野委員長 ご指摘の通りです。
手続の対象としない場合にあって、速やかに公表というルールは一緒です。

事務局（塩田） №11の公告日が10月6日、ホームページの公表が9月26日になっているということにつきまして、担当課に確認いたしました。
資料にはホームページ更新が9月26日と表示されております。これに基づいて実施状況シートには9月26日と掲載しております。
実際は公告日と同じ日にホームページが公開されているということを確認しております。
通知において設定の仕方の例を掲載して注意を促しているケースです。
ホームページのシステム上の設定で表示がずれてしまっています。

日野委員長 説明がありました部分は事務的なシステム操作の段階の話だと思います。
配付した総務課通知をご覧くださいと、具体的な操作を記載して周知徹底をしています。今後も、この発出文書に基づき、適切に対応して頂くことになります。

日野委員長 職員の皆さん周知徹底いただいたということでよいですか。

事務局（塩田） 気をつけるように通知を出させていただいたところです。今後も可能な限り指導などを行って参りたいと思います。

日野委員長 №11の公表は実態として同日であると理解でよろしいですね。
16番も同じですか。15日と20日で5日ずれていますがシステム上の扱いと考えてよろしいでしょうか。

事務局（塩田） はい。これも同様システム上の扱い上の問題と理解しております。

日野委員長 ホームページを公表した後、最終的にはいつまで残しているのですか。
サーバーの容量なども考慮しないといけないと思います。サーバー管理はどのようにされていますか。

事務局（塩田） 今年度ごとに管理をしています。
例えば、現在公開しているものは令和8年度が終わりますと、過年度分として管理しています。
5年間はホームページで公開できるようにはしております。
サーバーの容量もあります。今後、期間的なことも考えないといけない状況が生じる可能性もあります。

日野委員長 一般的な行政文書の保存期間というのは大体5年ですね。現在はその期間に合わせているということで理解しました。
他にご意見・ご質問はありますでしょうか。

>特になし

日野委員長 では議題2についてはすべて適切であるとさせていただきます。
ホームページは、システム上の扱いもあるとはいえ、日にちは公告日と合わせて
いただくということをお願いします。

○議題3 令和8年度市民参加手続きの実施予定（追加）の評価

事務局（塩田） 【議題3 令和8年度市民参加手続きの実施予定（追加）の評価】の概要説明

日野委員長 ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。
232ページNo.29の名称を見ると条例の一部の改正をする条例の一部を改正
する条例になっています。実際の条例はどのようになりますか。

事務局（塩田） 実際の条例につきましてはNo.28の案件と一本の条例で改正を行うと聞いてお
ります。
審査案件としては改正時期が別々であることなどのことがありますので、2つ
で分けさせていただいております。

日野委員長 他にご意見・ご質問はありますか。

>特になし

日野委員長 議題3に関しましてはすべて手続きに関しては適切であるとさせていただきます。
す。

○議題4 市民参加手続きの実施予定実施状況の公表について

日野委員長 議題4 市民参加手続きの実施予定、実施状況に関する公表です。説明をお願い
します。

事務局（塩田） 【市民参加手続きの実施予定実施状況の公表について】の概要説明

日野委員長 ホームページはもう公開されていますが、皆さんお気づきの修正点等がありま
したらお願いいたします。

>特になし

日野委員長 それでは、修正なしとさせていただきます。

日野委員長 以上で議題1から議題4までの審議が終了しました。
委員の皆様方からいただきましたご意見を踏まえまして、No.2、3、4、5、
8について一旦取りまとめます。
2番目の一般廃棄物処理基本計画の策定と3番目の多文化共生推進プランの策
定、4番目の住生活基本計画の策定、5番目のパートナーシップ・ファミリー
シップの届け出に関する要綱の制定、8番目の高度地区指定基準の制定の5件
については、公告日とホームページの公開日が不一致となっているところがあ
ります。
これについては、総務課長発出の通知を徹底することとともに、委員会として
も、速やかな公表、公告をいただくよう、申し述べるという意見を付したいと
思います。
また、最終的な答申文については、私に一任をいただくということによろしい
でしょうか。

>異議なし

日野委員長 ありがとうございます。最後にその他について事務局から説明をお願いしま
す。

事務局（塩田） 【以下、2点について説明】
①令和8年度の市民提案手続の状況

②次回の委員会予定

日野委員長 令和8年度の第1回の市民提案はなかったということです。
最近、提案が出てこない状況です。
このあり方も検討が必要ということで第9期の委員会委員の皆様方にご意見いただいています。
ご意見を踏まえた上で前回の会議でSNSを活用した情報発信や周知公表方法の統一様式の見直しなどの取り組み案を提示いただいています。
職員向けのマニュアル等についてどのような形で見直されたかということも次回の委員会で進捗を報告していただければと思います。
以上で本日の議題はすべて終了いたしました。
事務局へお返しいたします。

○閉会

事務局（服部） 以上で令和8年度第1回四街道市市民参加推進評価委員会を終了いたします。
>ありがとうございました。